



松本市の適正な水道料金等の在り方について

答申案について





厚生省 諮問

「水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであることとされているが、これにそった料金算定基準を明らかにしたいので意見をまとめる。」



昭和41年度に審議・答申するため、(公社)日本水道協会に水道料金制度調査会を設立、昭和42年7月「水道料金算定要領」策定

§ 水道料金の適正化を図るため、料金の具体的な算定方法について示されたものであることから、全国の水道事業者が「水道料金算定要領」に則り改定しているもの





固定費の配分【水道料金改定業務の手引き（公社）日本水道協会】

その性質上、その全額を準備料金（基本料金）として配分することが本来的な方法であるものの、生活用水の低廉化という料金設定の目的にそぐわない結果となる。

- ⇒ 総括原価の固定費の割合（料金算定期間）：89.5%
- ⇒ 口径13mm基本料金：858円→2,695円(214.1%)
- ⇒ 生活用水の使用が多い小口径利用者への負担が大きい。

そのため、固定費の全額を準備料金には配分せず、各事業の実態等を勘案して4つの配分基準のなかから適宜選択し、これにより準備料金（基本料金）及び水量料金（従量料金）に配分する。

- ⇒ 今回は、浄水施設能力に対する最大給水量から算出
- ⇒ 現状に最も近い割合となる。





今回の配分方法

☆ 最大稼働率による配分（浄水施設能力と1日最大配水量により配分）

【基本料金】 44.7% 【従量料金】 55.3%

1日最大配水量89,063^m 1日平均配水量80,968^m 浄水施設能力160,982^m

昭和63年8月改定時

★ 負荷率による配分（1日最大配水量と1日平均配水量により配分）

【基本料金】 30.0% 【従量料金】 70.0%

1日最大配水量110,531^m 1日平均配水量77,372^m 浄水施設能力120,000^m

【水道事業の特性】

水利用の有無にかかわらず固定経費が大きい。

従量料金の比率が大きい → 使用水量の少ない利用者に配慮



基本料金の比率が大きい → 水道事業経営が安定





《参考》固定費と全体の配分率

今回の配分方法（算定期間4年間）

	【総括原価】	【基本料金】	【従量料金】
需要家費	1,607,990千円(8.0%)	1,607,990千円(100.0%)	
固定費	18,068,653千円(89.5%)	8,076,688千円(44.7%)	9,991,965千円(55.3%)
変動費	504,244千円(2.5%)		504,244千円(100.0%)
全 体	20,180,887千円(100.0%)	9,684,678千円(48.0%)	10,496,209千円(52.0%)

令和5年度の配分率の場合

需要家費	1,607,990千円(8.0%)	1,607,990千円(100.0%)	
固定費	18,068,653千円(89.5%)	5,595,862千円(31.0%)	12,472,791千円(69.0%)
変動費	504,244千円(2.5%)		504,244千円(100.0%)
全 体	20,180,887千円(100.0%)	7,203,852千円(35.7%)	12,977,035千円(64.3%)

昭和63年8月改定時（算定期間2年間）

需要家費			
固定費	7,794,187千円(98.7%)	2,338,257千円(30.0%)	5,455,930千円(70.0%)
変動費	103,011千円(1.3%)		103,011千円(100.0%)
全 体	7,897,198千円(100.0%)	2,338,257千円(29.4%)	5,558,941千円(70.6%)





新料金(案)

(1) 現行料金

()書きは税込額

口径	基本料金			従量料金1m ³ あたり					
	金額	改定率	改定額	10m ³ 以下	10m ³ 超 20m ³ 以下	20m ³ 超	浴場 営業用	臨時給水	共用 給水装置
13mm	780(850)	-	-	65	105	160	50 (55)	400 (440)	65 (71.5)
20mm	1,900(2,090)	-	-	(71.5)	(115.5)	(176)			
25mm	3,500(3,850)	-	-	160 (176)					
30mm	7,500(8,250)	-	-						
40mm	13,000(14,300)	-	-						
50mm	20,000(22,000)	-	-						
75mm	48,000(52,800)	-	-						
100mm	82,000(90,200)	-	-						
150mm	180,000(198,000)	-	-						

(2) 新料金 (平均改定率で補正)

※浴場営業用、臨時給水、共用給水装置は対象が少ないため変更しない。

口径	基本料金			従量料金1m ³ あたり					
	金額	改定率	改定額	10m ³ 以下	10m ³ 超 20m ³ 以下	20m ³ 超	浴場 営業用	臨時給水	共用 給水装置
13mm	1,200(1,320)	53.85%	420(470)	65	105	160	50 (55)	400 (440)	65 (71.5)
20mm	2,920(3,210)	53.68%	1,020(1,120)	(71.5)	(115.5)	(176)			
25mm	5,380(5,910)	53.71%	1,880(2,060)	160 (176)					
30mm	11,530(12,680)	53.73%	4,030(4,430)						
40mm	19,970(21,960)	53.62%	6,970(7,660)						
50mm	30,710(33,780)	53.55%	10,710(11,780)						
75mm	73,710(81,080)	53.56%	25,710(28,280)						
100mm	125,920(138,510)	53.56%	43,920(48,310)						
150mm	276,400(304,040)	53.56%	96,400(106,040)						

【参考】水道料金算定要領による試算

口径	基本料金			従量料金1m ³ あたり					
	金額	改定率	改定額	10m ³ 以下	10m ³ 超 20m ³ 以下	20m ³ 超	浴場 営業用	臨時給水	共用 給水装置
13mm	1,330(1,460)	70.51%	550(610)	107 (117.7)	50 (55)	400 (440)	65 (71.5)		
20mm	2,970(3,260)	56.32%	1,070(1,170)						
25mm	4,590(5,040)	31.14%	1,090(1,190)						
30mm	6,890(7,570)	▲8.13%	▲610(▲680)						
40mm	12,320(13,550)	▲5.23%	▲680(▲750)						
50mm	21,060(23,160)	5.30%	1,060(1,160)						
75mm	47,990(52,780)	▲0.02%	▲10(▲20)						
100mm	86,170(94,780)	5.09%	4,170(4,580)						
150mm	199,910(219,900)	11.06%	19,910(21,900)						





口径別料金改定額

使用水量0～50m³までの口径別の料金改定額（税込み）

- ・資産維持費1%
- ・固定費の配分 浄水施設能力と1日最大給水量により配分

口径 水量	13mm			20mm			25mm			30mm			40mm		
	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額
0m ³	850	1,320	470	2,090	3,210	1,120	3,850	5,910	2,060	8,250	12,680	4,430	14,300	21,960	7,660
10m ³	1,570	2,030	460	2,800	3,920	1,120	4,560	6,630	2,070	10,010	14,440	4,430	16,060	23,720	7,660
20m ³	2,720	3,190	470	3,960	5,080	1,120	5,720	7,780	2,060	11,770	16,200	4,430	17,820	25,480	7,660
30m ³	4,480	4,950	470	5,720	6,840	1,120	7,480	9,540	2,060	13,530	17,960	4,430	19,580	27,240	7,660
40m ³	6,240	6,710	470	7,480	8,600	1,120	9,240	11,300	2,060	15,290	19,720	4,430	21,340	29,000	7,660
50m ³	8,000	8,470	470	9,240	10,360	1,120	11,000	13,060	2,060	17,050	21,480	4,430	23,100	30,760	7,660

口径 水量	50mm			75mm			100mm			150mm		
	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額	現行	新料金	改定額
0m ³	22,000	33,780	11,780	52,800	81,080	28,280	90,200	138,510	48,310	198,000	304,040	106,040
10m ³	23,760	35,540	11,780	54,560	82,840	28,280	91,960	140,270	48,310	199,760	305,800	106,040
20m ³	25,520	37,300	11,780	56,320	84,600	28,280	93,720	142,030	48,310	201,520	307,560	106,040
30m ³	27,280	39,060	11,780	58,080	86,360	28,280	95,480	143,790	48,310	203,280	309,320	106,040
40m ³	29,040	40,820	11,780	59,840	88,120	28,280	97,240	145,550	48,310	205,040	311,080	106,040
50m ³	30,800	42,580	11,780	61,600	89,880	28,280	99,000	147,310	48,310	206,800	312,840	106,040





1 はじめに

2 答申内容

3 答申経過

4 附帯意見

5 おわりに

※ 参考資料

- ・ 審議経過
- ・ 委員名簿





答申内容（案）

- 1 料金体系
基本料金と従量料金から構成される「二部料金制」とする。
- 2 基本料金
口径別料金体系（基本水量無し）とする。
- 3 従量料金
均一料金制とする。ただし、小口径は、区画別逦増料金制とする。
- 4 料金算定期間
令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とする。
- 5 料金平均改定率
20.11%（20%程度）引き上げることが妥当である。
- 6 改定時期
令和8（2026）年4月1日とすることが妥当である。





附帯意見（案）

- 1 水道料金の定期的な検証
 - ・ 経済情勢の反映、大幅な引上げの抑制
- 2 周知の方法
 - ・ 改正の理由、説明をわかりやすく表記
- 3 料金体系について
 - ・ 収支バランスと使用者の負担割合を考慮した料金水準となるよう今後も検討
- 4 その他
 - ・ DX化等の経営努力により経費削減





固定費の配分方法①

水道料金算定要領では、固定費の配分基準は、次に掲げるものの中から各水道事業の実態等を勘案して、適宜選択するものとしている。

固定費の配分方法		基本料金 配分率	従量料金 配分率	メリット	デメリット
1	負荷率による配分 固定費を日最大給水量に対する日平均給水量の割合で水量料金に按分	9.1%	90.9%	基本料金の配分率が極端に低いため、少量使用者にとっては、水道料金が下がるというメリットがある。	現状の配分率との乖離が極端に大きいため、水道料金が上がる使用者と下がる使用者がはっきりと分かれ、不公平感が生じる。
2	施設利用率による配分 固定費を浄水施設能力に対する日平均給水量の割合で水量料金に按分	49.7%	50.3%	従量料金の配分率が低くなるため、一定水量以上の使用者は、水道料金が下がる。	現状の配分率との乖離が大きいため、使用水量の多寡により、水道料金が上がる使用者と下がる使用者が生じる。
3	最大稼働率による配分 固定費を浄水施設能力に対する日最大給水量の割合で水量料金に按分	44.7%	55.3%	現状の配分率に近いいため、使用水量の違いによる改定率の差が最も小さい。 上記2よりも少量使用者の改定額が低くなる。	現状の配分率との乖離は少ないが、使用水量の多寡により、水道料金が上がる使用者と下がる使用者が生じる。
4	配給水部門費全額を配分 固定費総額のうち、配給水部門費以外を水量料金に按分	78.4% ～ 79.9%	21.6% ～ 20.1%	従量料金の配分率が極端に低いため、一定水量以上の使用者にとっては、水道料金が下がるというメリットがある。	現状の配分率との乖離が極端に大きいため、水道料金が上がる使用者と下がる使用者がはっきりと分かれ、不公平感が生じる。
5	現在の松本市の水道料金の配分率 (総括原価の配分率)	31.0%	69.0%		

1日最大給水量：89,063m³ 1日平均給水量：80,968m³ 浄水施設能力：160,981m³

固定費総額：16,563,785千円～21,078,385千円 配給水部門費：13,234,545千円～16,525,237千円





固定費の配分方法②

